

**千葉県大宮学校給食センター  
維持管理運営長期包括事業**

**募集要項等に関する質問への回答**

**令和元年10月15日**

**千葉県**

募集要項に関する質問に対する回答

No.	頁	章	1	(1)	ア	(ア)	資料	項目名	質問内容	回答
1	7	4	1	(1)	ア			応募者の構成	応募者の構成に示される、運営企業、厨房設備企業、維持管理企業について、全ての企業がSPCに出資を行う構成員となる必要がありますでしょうか。	全ての企業がSPCに出資を行う構成員となる必要はありません。SPCと契約関係があるが、出資は行わない協力企業として参加いただくことが可能です。
2	7	4	1	(2)	ウ			応募者の構成等 応募者の参加資格要件	応募者の参加資格が「平成30・31年度千葉市委託入札参加資格者名簿」登録が要件とされ限られており、業務に必要な専門企業を構成員又は協力企業とすることができないため、以下に登録されている企業についても応募者と認めていただけますか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成30・31年度千葉市建設工事入札参加資格者名簿</li> <li>平成30・31年度千葉市測量・コンサルタント入札参加資格者名簿</li> <li>平成30・31年度千葉市物品入札参加資格者名簿</li> </ul>	入札参加資格者名簿の登録について、平成30・31年度の千葉市のいずれかの入札参加資格者名簿に登録されていれば、満たすものとします。
3	7	4	1	(1)				応募者の構成等	No1の参加資格が認められない場合、「その他、必要に応じ、本事業に関連する業務を行う企業の参加を認める」企業については「平成30・31年度千葉市委託入札参加資格者名簿」に登録がなくとも構成員もしくは協力企業として認められるでしょうか。 認定要件についてご回答ください。	募集要項に関する質問に対する回答No2の回答を参照ください。
4	7	4	1	(2)	ウ			応募者の参加資格要件	平成30・31年度の千葉市委託入札参加資格者名簿に登録されていること。また令和元年11月1日時点で資格者名簿に登録されていること。 とありますが、平成30・31年度の物品には登録してありますが委託には登録していません。随時申請の手続きを行っていますが名簿に記載されてるのは令和元年12月1日予定なのですが、よろしいでしょうか。	募集要項に関する質問に対する回答No2の回答を参照ください。
5	7	4	1	(2)	オ			応募者の参加資格要件	HACCP対応施設に対する相当の知識を有していること。とありますがHACCPの概念を導入した給食センターの納入実績をもって相当の知識と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	21	別紙2	1					委託料の構成	光熱水費が委託料B（運営・維持管理費（変動料金））の区分となっておりますが、長期休暇等食数がない期間も諸所のメンテナンス、新学期準備等で光熱水費は相当な量を使用いたします。光熱水費すべてを変動費ではなく、事業者提案で一部固定費と分けることを承認いただけますでしょうか。	光熱水費について、委託料（A）の固定費の項目として計上することを認めます。 ただし、固定費、変動費を適切に計上してください。
7	22	別紙2	2	(2)	イ			提供給食数の決定方法	実施給食数の通知が、給食提供日の4稼働日前の正午までとなっております。しかしながら、要求水準書25頁3章4（4）1）献立及び提供食数等の指示に、実施給食数の通知が、提供日の3稼働日前までになっていきます。どちらが正しいでしょうか。	給食提供日の4稼働日前を正とします。
8	24	別紙2	4					委託料の改定	④ 委託料A及びB（人件費のうちパート人件費）の改定指標が千葉県最低賃金（千葉労働局）とあります。10月1日より最低賃金が923円となりましたが、実際の雇用条件は、最低賃金より高い時給で雇用しています。今後、最低賃金が上昇した際、最低賃金の上昇分を改定していただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、上昇金額分を算定式に基づき改定します。

要求水準書に関する質問に対する回答

No.	頁	章	1	(1)	ア	(ア)	資料	項目名	質問内容	回答
1	1							9 番号18 照明 についての考え方	<p>修繕の考え方について「補修若しくは修繕にて対応」とありますが、メーカーが既に蛍光灯の生産を終了する意向を出しております。照明の故障の場合はLED化以外に修理方法がございません。こちらについては任意更新ではなく、更新必須と考えられますが要求水準の変更はございますでしょうか。</p>	<p>要求水準書の変更は考えておりません。 器具自体の生産終了と器具の部品の供給義務等について、(社)日本照明工業会やメーカー等と確認願います。 例えば、器具の部品(一部)の不良の場合、灯具交換でなくとも対応可能な場合も考えられます。 また、事業期間を考慮し、不良が発生しやすい部品については供給義務期間が終了する前にストックする等、維持管理における経験やノウハウの活用を行って頂けることを期待しています。 ただし、最大限の努力を行っても「補修若しくは修繕での対応」が困難な場合には、費用負担について協議します。</p>
2	2							9 番号43 GHP空調 機についての考え方	<p>修繕の考え方として「補修若しくは修繕にて対応」とございますが、今後、メーカーより部品製造・供給が終了となった際は「補修・修繕」ではなく「機器更新」となります。 この際の費用については千葉市としては追加頂けませんでしょうか。</p>	<p>基本的な考え方について、要求水準書に関する質問に対する回答No.1の回答を参照ください。</p>
3	13	2	3	(2)	ア		4	運営備品	<p>運営備品の更新の有無及び更新頻度については、事業者の判断によるものと理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
4	17	3	2	(1)	①	ウ		業務責任者	<p>総括責任者はSPCの正社員とございますが、SPCの直接雇用の正社員の配置は必要でしょうか。</p>	<p>総括責任者は、SPCが直接雇用する正社員としてください。</p>
5	19	3	2	(4)	2)	ア	b	アレルギー対応 食調理マニュアル	<p>本事業において、アレルギー対応食の調理はございませんが、アレルギー対応食調理マニュアルの作成は必要でしょうか。</p>	<p>不要です。</p>
6	22	3	3	(1)				調理リハーサル	<p>現事業者が落ちした場合については、食材廃棄の問題等から、調理リハーサルの実施について協議頂けますでしょうか。</p>	<p>供用開始後の速やかな運営に支障がないと判断できる場合において、協議に応じます。 なお、供用開始後のモニタリングにおいて不十分と見なされた場合には、ペナルティとなる場合があることにご留意ください。</p>
7	28	3	5	(2)	キ			基本的な考え方	<p>回収時間は「給食時間終了30分以降」と規定されています。しかしながら、要求水準書資料6の配送・回収計画では、現状給食終了後30分を待たずに回収をしております。配送対象校によっては、遠方で時間がかかる学校もあり、また回収時間が遅いとセンターでの洗浄業務にも影響が出るため、学校様と協議の上、回収計画を策定しております。本事業におきましても、学校様と協議の上、回収時間を設定させていただけますでしょうか。</p>	<p>コンテナの配送・回収時間は、資料6「配送・回収計画(令和元年度)」を基本としますが、給食終了後の回収時間について、実態に合わせて学校との協議を踏まえて見直しを行うことを可とします。</p>
8	50	4	9	(1)	エ			調理機器等の感知システム	<p>消毒保管庫のスイッチ入れ忘れ防止に関するシステムは、事務所で運転がランプの点灯等により目視確認出来るものでよろしいでしょうか。</p>	<p>可とします。</p>
9		2	3	(2)			資料 4-②	運営備品	<p>運営備品は寸法違いでも容量等が同じなら同等品として認めていただけますか&gt;</p>	<p>可とします。 ただし、運営において不足の無い仕様・数量としてください。</p>

要求水準書に関する質問に対する回答

No.	頁	章	1	(1)	ア	(ア)	資料	項目名	質問内容	回答
10							資料 8	点検及び作業実施内容要求水準	調理設備実施回数について3回とありますが、各回の内容はすべて同じではなく事業者の提案で変えてもよろしいでしょうか。	可とします。 ただし、学校給食センターの運営に支障のない内容としてください。 なお、モニタリングにおいて不十分と見なされた場合には、実施回数や内容の是正を依頼することもあります。
11		4	10				資料 9-②	修繕業務対象リスト	43既存のフードスライヤーに加え移動式フードスライヤーを設置する。とありますが既存品に加え、台数を1台増やすということでもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 また、設置に伴いコンセントや電気盤の改修が必要な場合には、その対応も本事業に含んでおります。

様式集に関する質問に対する回答

No.	頁	章	1	(1)	ア	(ア)	資料	項目名	質問内容	回答	備考
1								様式8 納税証明書	納税証明書につきまして、国税・地方税は「その3の3」、市・県民税は、「完納証明書」をご提出すればよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
2								様式15-7 運營業務費内訳書	光熱水費の項目がありません。表内に追記してもよろしいでしょうか。	表内に適宜必要項目を追記ください。	
3								様式15-7 運營業務費内訳書	年度の予定食数は日単位の記載がありますが、年間の予定稼働日（給食提供日数）は190日で算出することによいでしょうか。	年間の予定稼働日（給食提供日数）は192日で算出してください。	

運営包括委託契約書（案）に対する質問

No.	頁	章	1	(1)	ア	(ア)	資料	項目名	質問内容	回答
1	2	1	4					契約の保証	「受託者」は「受注者」、「委託者」は「発注者」、「この契約」は「本契約」の誤記でしょうか。	ご理解のとおりです。 契約書において、ご指摘のとおり修正します。
2	6	1	12	1				貸与する備品の督促	「発注者がと協議の上」とは「受注者が発注者と協議の上」との趣旨でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 契約書において、ご指摘のとおり修正します。
3	6	1	12	2				貸与する備品の督促	発注者の費用負担で備品を更新するため、その所有権は当初より発注者に帰属すると考えられ、移転は生じないように思われますが、その理解でよろしいでしょうか。	契約書において、「発注者の責任及び費用負担により」を「受注者の責任及び費用負担により」と修正します。
4	11	3	29	2				本施設の補修・修繕	念のための確認ですが、「提案により」とは、受注者の提案によるという理解でよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	11	3	3	29条	1			本施設の補修・修繕	法令変更等があり、施設の建築・設備を改修又は変更した場合は発注者の責とは言えないが事業者の責でもない為、改修に関わる費用は発注者負担という認識で宜しいでしょうか。	原因が法令変更の場合には、第7章法令変更の適用があります。
6	11	3	3	29条	2			本施設の補修・修繕	受注者は～ただし、要求水準書に規定される大規模修繕の費用負担割合の協議が調ったときは、当該協議の結果に従い発注者及び受注者が大規模修繕の費用を負担する。この内容の意味するところをご指示頂きたいです。 次期事業において要求水準書別紙9は「補修若しくは修繕にて対応」と記載があり、大規模を含んでいない為、修繕計画の枠を超える可能性があります。	大規模修繕の考え方は、要求水準書4、(7)P7に記載しているとおりに「通常の保守・修繕がされていた場合」大規模修繕が必要となることを想定してません。 ただし、「通常の保守・修繕がされていた場合」で、かつ、適切に実施していたことが、事業者の責任で、記録、業務報告書等の説明を行い、また、実地モニタリング等で確認出来た場合には、費用負担について協議します。
7	12	3	3	29条	3			本施設の補修・修繕	軽微な補修等(調整含む)で設計図、施工図を作成する必要がありますでしょうか。図面上に施工位置を示す程度で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	13	5	37	1				臨機の措置	念のための確認ですが、ただし書の「緊急やむを得ない事情」とは「緊急その他やむを得ない事情」の趣旨との理解でよろしいでしょうか。	契約書において、「緊急やむを得ない事情」を「緊急かつやむを得ない事情」と修正します。
9	14	6	39	4				契約期間満了時の業務	契約期間満了時の業務に関して、要求水準書では、「事業者は、事業期間終了時において、本施設が要求水準書で提示した性能及び機能を発揮でき、著しい損傷が無い状態で市に引き渡すこと。ただし、性能及び機能を満足する限りにおいて、経年による劣化は許容するものとする。」と記載がございますが、これは事業終了時に、施設及び什器備品等について経年劣化を除く損傷及び汚損等の補修を受注者負担で実施するという趣旨と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	14	6	40	2	(3)			受注者の事由による解除	「民事再生法の規定により選任された再生債務者等」とは、「民事再生法の定義による再生債務者等」という理解でよろしいでしょうか（民事再生法2条2号参照）。	ご理解のとおりです。
11	15	6	40	3				受注者の事由による解除	「解除により受託者に生じる」は「解除により受注者に生じる」の趣旨でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 契約書において、ご指摘のとおり修正します。
12	15	6	42	4				解除の効果	引継ぎに要する費用が多くなる可能性もございますので（そもそも発注者の帰責性によって解除となる場合もございます）、同費用については、「協議の上、定める」と変更していただくことは可能でしょうか。	本項は、原因者問わずの規定です。 発注者の帰責事由による解除の場合は、第42条第7項を参照ください。 原案のとおりとします。

運営包括委託契約書（案）に対する質問

No.	頁	章	1	(1)	ア	(ア)	資料	項目名	質問内容	回答
13	13	36条					別紙 2	保険	別紙2に記載される受注者が付保する保険について2. 第三者賠償責任保険の対象が「建設工事」に伴う第三者賠償となっておりますが、建設工事に関する保険は不要と考えますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14							別紙 2	受注者が付保する保険	2の第三者賠償責任保険について「本件施設」の建設工事が対象となっておりますが、本件では建設工事は完了済みですので、当該項目は適用外という理解でよろしいでしょうか。	運営包括委託契約書（案）に対する質問書No13の回答を参照ください。
15							別紙 6	法令変更の場合の費用分担規定	「本件事業」とは「本事業」の誤記ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。 契約書において、ご指摘のとおり修正します。

募集要項に関する質問

No.	頁	章	1	(1)	ア	(ア)	資料	項目名	質問内容	回答	備考
1									事業所税はかからないという認識でよろしいでしょうか。	市所有の給食センターの委託事業における事業所税の扱いについて、東部市税事務所法人課に応募者において確認してください。	